

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月13日

北九州市教育委員会指導企画課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、特別支援学校及び特別支援学級、特別支援教室設置の小・中学校の児童生徒（保護者を含む）、担任教員等を対象とする診断、検査並びに指導技法等についての臨床的な指導助言及び講義を行うものであり、本業務を円滑に実施するためには、受託者は多様な専門職を有している必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

特別支援教育専門医及び特別支援教育専門家派遣業務

#### （2）業務内容

各専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士を特別支援学校及び特別支援学級、特別支援教室設置の小・中学校に派遣し、児童生徒（保護者を含む）、担任教員等を対象とする診断、検査並びに指導技法等についての臨床的な指導助言及び講義を行う。

1回あたりの出務時間は、概ね2時間もしくは4時間とし、派遣日時及び時間は、学校と協議のうえ決定する。

なお、下記に示す出務時間は令和7年度の契約内容であり、学校の状況等により変動する可能性がある。

ア 整形外科医	4 時間／年（2回程度）
イ 小児科医	10 時間／年（5回程度）
ウ 理学療法士	40 時間／年（20回程度）
エ 作業療法士	44 時間／年（22回程度）
オ 言語聴覚士	78 時間／年（39回程度）
カ 視能訓練士	8 時間／年（4回程度）

(3) 履行場所（派遣先）

特別支援学校及び特別支援学級、特別支援教室設置の小・中学校

(4) 契約期間

令和8年4月20日から令和9年3月31日まで

### 3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記をしていること。
- イ 当該業務を適正に履行するために必要な経験及び知識を有する専門職を確保していること。
- ウ 再委託を行うことなく業務が履行できること。
- エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類が提出できること。

### 4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎東棟7階）  
担当課名 教育委員会学校教育部指導企画課  
電話番号 093-582-2367 FAX番号 093-581-5873

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和8年2月13日から令和8年2月27日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
9時から12時まで、13時から17時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月16日から令和8年3月2日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
9時から12時まで、13時から17時まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成  
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。  
イ 詳細は説明書による。